

兵庫県公報

令和4年11月25日 金曜日 第366号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（治山課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	9
公 告	
○ 入札公告（管財課）	10
○ 同 上（県立淡路景観園芸学校）	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の一部改正	15
○ 令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号の一部改正	15
○ 令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第66号の一部改正	16
○ 令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第127号の一部改正	18

告 示

兵庫県告示第1387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和4年11月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	瀧谷池地区	令和4年11月25日から 同年12月15日まで	丹波篠山市役所

兵庫県告示第1388号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
赤穂市東有年字上菅生1441の3から1441の5まで、1441の127（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上菅生1441の3・1441の127（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1389号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の2	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の3	10月20日から 翌年4月30日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の5	6月1日から 12月31日まで				

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年11月25日から同年12月26日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
家島町	別記3の1から16まで

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 3 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 5 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次の(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - (1) たつの市地ノ唐荷島頂上
 - (2) 赤穂市取揚島頂上
 - (3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - (4) 岡山県備前市鹿久居島東端
 - (5) 岡山県備前市大多府島南端
 - (6) (5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
 - (7) (3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点
- 2 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

12 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

13 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

14 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。

15 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

16 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第1390号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	別記	5トン未満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月25日から同年12月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。（注）

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第1391号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦 林崎	さより船びき網漁業	神戸市、明石市界から東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 （注）	6月1日から11月30日まで	別記	5トン未満	6隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月25日から同年12月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- イ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。（注）

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第1392号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡	たい、はまち五智網漁業	別記	たい	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
			はまち	9月10日から11月20日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月25日から同年12月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。」旨の内容の条件を付けることがある。

別記 操業区域

淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて

同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第1393号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) たい・あじ五智網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
一宮	たい、あじ五智網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	39隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) たい・あじ・かます五智網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
南あわじ	たい、あじ、かます五智網漁業	南あわじ市松帆慶野から同市門埼北端に至る海面。ただし、距岸500メートル以内の海面及び共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	3隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月13日から同年2月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第1394号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	建廻網漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月25日から同年12月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

兵庫県告示第1395号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
高砂市	ひき縄漁業	播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月25日から同年12月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第1396号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつば漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	たこつば漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年11月25日から同年12月26日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から令和6年12月31日までとする。



兵庫県告示第1397号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年11月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04北播位置 0002号	4.11.15	小野市王子町字辻ノ外664番6	6.0	24.11

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年11月25日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか3庁舎で使用する電気 予定数量8,519,565キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県届出物品管理課 電話(078)341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和4年11月25日(金)から同年12月12日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部職員局管財課 担当 八尾(美)

電話(078)341-7711 内線2548

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間
令和4年11月28日（月）から同年12月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
 - (3) 開札の日時及び場所
日時 令和5年1月25日（水）午前10時から
場所 兵庫県総務部職員局管財課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (4) 入札書の受領期限
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和5年1月24日（火）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年1月23日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
 - (4) 入札参加者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年12月12日（月）午後5時までに提出すること。
また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。
イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、そ

- の執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
 - キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
 - コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 8,519,565kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2023 through March 31, 2024

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 24, 2022 by direct delivery

17:00 January 24, 2022 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Yao, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2548



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年11月25日

契約担当者

兵庫県立淡路景観園芸学校長 中 瀬 勲

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立淡路景観園芸学校及び学生寮（レジデンス）で使用する電気

予定数量543.388キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

- (3) 履行期間
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
 - (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- 本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
（入札参加資格審査窓口）
兵庫県納入局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4936
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
（環境配慮方針に基づく判定窓口）
兵庫県環境部環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
- (1) 交付期間
令和4年11月25日（金）から同年12月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (2) 交付場所
〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校 総務課 担当 山田
電話（0799）82-3131
- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間等
- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間
令和4年11月28日（月）から同年12月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
 - (3) 開札の日時及び場所
日時 令和4年12月20日（火）午前10時から
場所 兵庫県立淡路景観園芸学校 大会議室（兵庫県淡路市野島常盤954-2）
 - (4) 入札書の受領期限
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和4年12月19日（月）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年12月16日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和4年12月5日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第71号

清水貴之後援会から提出された平成29年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第77号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和4年11月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の清水貴之後援会の欄中

「 1 収入総額	8,557,900		
前年繰越額	4,947,900	を	
本年收入額	3,610,000	」	
「 1 収入総額	10,557,900		
前年繰越額	4,947,900	に、	
本年收入額	5,610,000	」	
「 寄付	3,610,000		
個人分	3,610,000	を	
「 寄付	5,610,000		
個人分	3,610,000	に、	
政治団体分	2,000,000	」	
「 [個人分]			
清水 貴 之	3,600,000	神戸市中央区	を
年間5万円以下のもの	10,000		」
「 [個人分]			
清水 貴 之	3,600,000	神戸市中央区	
年間5万円以下のもの	10,000		に改める。
[政治団体分]			
日本維新の会国会議員団	2,000,000	東京都千代田区	」



兵庫県選挙管理委員会告示第72号

清水貴之後援会及び丸岡てつや後援会から提出された平成30年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和4年11月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の清水貴之後援会の欄中

「 1 収入総額	8,751,093		
前年繰越額	3,151,093	を	
「 1 収入総額	10,751,093		
前年繰越額	5,151,093	」	に改める。
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の丸岡てつや後援会の欄中			
「 1 収入総額	3,231,443		
前年繰越額	174,443	を	

2	支出総額		3,113,249	
3	本年収入の内訳			
	個人の党費・会費(377人)		3,007,000	
	寄付		50,000	
	個人分		50,000	
4	支出の内訳			
	政治活動費		3,113,249	
	組織活動費		3,113,249	
5	寄附の内訳			
	〔個人分〕			
	年間5万円以下のもの	50,000		〕
「	1	収入総額	3,711,443	
		前年繰越額	174,443	
		本年収入額	3,537,000	
	2	支出総額	3,593,249	
	3	本年収入の内訳		
		個人の党費・会費(377人)	3,007,000	
		寄付	530,000	
		個人分	530,000	
	4	支出の内訳		に改める。
		経常経費	480,000	
		事務所費	480,000	
		政治活動費	3,113,249	
		組織活動費	3,113,249	
	5	寄附の内訳		
		〔個人分〕		
		丸岡盛夫	480,000	尼崎市
		年間5万円以下のもの	50,000	〕

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第73号**

日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部、清水貴之後援会、細川とも子後援会及び丸岡てつや後援会から提出された令和元年年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第66号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和4年11月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨(政党の支部)の日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部の欄中

|   |   |         |            |       |
|---|---|---------|------------|-------|
| 「 | 2 | 支出総額    | 13,068,810 | 」を    |
| 「 | 2 | 支出総額    | 13,079,112 | 」に、   |
| 「 |   | 経常経費    | 6,317,230  |       |
|   |   | 人件費     | 3,626,222  |       |
|   |   | 光熱水費    | 132,316    | を     |
|   |   | 備品・消耗品費 | 994,954    |       |
|   |   | 事務所費    | 1,563,738  | 」     |
| 「 |   | 経常経費    | 6,327,532  |       |
|   |   | 人件費     | 3,626,222  |       |
|   |   | 光熱水費    | 132,316    | に改める。 |
|   |   | 備品・消耗品費 | 994,954    |       |



|                                           |            |        |
|-------------------------------------------|------------|--------|
| 事務所費                                      | 1,574,040  | 」      |
| 収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の清水貴之後援会の欄中 |            |        |
| 「 1 収入総額                                  | 10,691,521 |        |
| 前年繰越額                                     | 2,831,521  | 」を     |
| 「 1 収入総額                                  | 12,691,521 |        |
| 前年繰越額                                     | 4,831,521  | 」に改める。 |
| 収支報告書の要旨（その他の政治団体）の細川とも子後援会の欄中            |            |        |
| 「 2 支出総額                                  | 670,313    | 」を     |
| 「 2 支出総額                                  | 673,353    | 」に、    |
| 「 経常経費                                    | 670,313    |        |
| 光熱水費                                      | 6,720      | 」を     |
| 「 経常経費                                    | 673,353    |        |
| 光熱水費                                      | 9,760      | 」に改める。 |
| 収支報告書の要旨（その他の政治団体）の丸岡てつや後援会の欄中            |            |        |
| 「 1 収入総額                                  | 3,414,194  |        |
| 前年繰越額                                     | 118,194    |        |
| 本年收入額                                     | 3,296,000  |        |
| 2 支出総額                                    | 3,363,092  |        |
| 3 本年收入の内訳                                 |            |        |
| 個人の党費・会費（406人）                            | 3,266,000  |        |
| 寄付                                        | 30,000     |        |
| 個人分                                       | 30,000     | 」を     |
| 4 支出の内訳                                   |            |        |
| 政治活動費                                     | 3,363,092  |        |
| 組織活動費                                     | 3,363,092  |        |
| 5 寄附の内訳                                   |            |        |
| 〔個人分〕                                     |            |        |
| 年間5万円以下のもの                                | 30,000     | 」      |
| 「 1 収入総額                                  | 3,894,194  |        |
| 前年繰越額                                     | 118,194    |        |
| 本年收入額                                     | 3,776,000  |        |
| 2 支出総額                                    | 3,843,092  |        |
| 3 本年收入の内訳                                 |            |        |
| 個人の党費・会費（406人）                            | 3,266,000  |        |
| 寄付                                        | 510,000    |        |
| 個人分                                       | 510,000    |        |
| 4 支出の内訳                                   |            | 」に改める。 |
| 経常経費                                      | 480,000    |        |
| 事務所費                                      | 480,000    |        |
| 政治活動費                                     | 3,363,092  |        |
| 組織活動費                                     | 3,363,092  |        |
| 5 寄附の内訳                                   |            |        |
| 〔個人分〕                                     |            |        |
| 丸岡盛夫                                      | 480,000    | 尼崎市    |
| 年間5万円以下のもの                                | 30,000     | 」      |

**兵庫県選挙管理委員会告示第74号**

NHKから国民を守る党兵庫県西宮市第二支部、自由民主党揖保郡太子町支部、自由民主党兵庫県西宮市第二支部、日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部、日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部、清水貴之後援会、IHI労働組合連合会相生政治活動委員会、荒田幹夫後援会、兵庫県歯科医師連盟丹波篠山支部、細川とも子後援会及び丸岡てつや後援会から提出された令和2年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第127号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和4年11月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）のNHKから国民を守る党兵庫県西宮市第二支部の欄中

|                       |           |        |
|-----------------------|-----------|--------|
| 「 1 収入総額              | 2,709,860 |        |
| 本年收入額                 | 2,709,860 | 」を     |
| 「 1 収入総額              | 2,959,860 |        |
| 本年收入額                 | 2,959,860 | 」に、    |
| 「 3 本年收入の内訳           |           |        |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 2,709,860 | 」を     |
| NHKから国民を守る党本部         | 2,709,860 | 」      |
| 「 3 本年收入の内訳           |           |        |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 2,959,860 | 」に改める。 |
| NHKから国民を守る党本部         | 2,959,860 | 」      |

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党揖保郡太子町支部の欄中

|                       |         |        |
|-----------------------|---------|--------|
| 「 1 収入総額              | 265,487 |        |
| 前年繰越額                 | 60,087  | 」を     |
| 本年收入額                 | 205,400 | 」      |
| 「 1 収入総額              | 218,087 |        |
| 前年繰越額                 | 60,087  | 」に、    |
| 本年收入額                 | 158,000 | 」      |
| 「 3 本年收入の内訳           |         |        |
| 個人の党費・会費（54人）         | 158,000 |        |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 47,400  | 」を     |
| 自由民主党兵庫県支部連合会         | 47,400  | 」      |
| 「 3 本年收入の内訳           |         |        |
| 個人の党費・会費（54人）         | 158,000 | 」に改める。 |

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県西宮市第二支部の欄中

|                |         |        |
|----------------|---------|--------|
| 「 2 支出総額       | 591,230 | 」を     |
| 「 2 支出総額       | 591,450 | 」に、    |
| 「 政治活動費        | 509,092 |        |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 498,092 | 」を     |
| 宣伝事業費          | 498,092 | 」      |
| 「 政治活動費        | 509,312 |        |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 498,312 | 」に改める。 |
| 宣伝事業費          | 498,312 | 」      |

収支報告書の要旨（政党の支部）の日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部の欄中

|          |            |    |
|----------|------------|----|
| 「 1 収入総額 | 45,661,064 | 」を |
|----------|------------|----|

|          |            |   |       |
|----------|------------|---|-------|
| 前年繰越額    | 33,016,600 | 」 |       |
| 「 1 収入総額 | 45,650,762 |   |       |
| 前年繰越額    | 33,006,298 | 」 | に改める。 |

収支報告書の要旨（政党の支部）の日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部の欄中

|                            |           |   |       |
|----------------------------|-----------|---|-------|
| 「 経常経費                     | 1,064,374 |   |       |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | 23,186    | 」 | を     |
| 「 経常経費                     | 1,064,374 | 」 | に、    |
| 「 政治活動費                    | 1,571,557 |   |       |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | 1,475,437 | 」 | を     |
| 「 政治活動費                    | 1,571,557 | 」 | に改める。 |

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））の清水貴之後援会の欄中

|             |            |         |        |
|-------------|------------|---------|--------|
| 「 1 収入総額    | 10,925,147 |         |        |
| 前年繰越額       | 7,125,147  |         | を      |
| 本年收入額       | 3,800,000  | 」       |        |
| 「 1 収入総額    | 13,925,147 |         |        |
| 前年繰越額       | 9,125,147  |         | に、     |
| 本年收入額       | 4,800,000  | 」       |        |
| 「 寄付        | 3,800,000  |         |        |
| 個人分         | 2,800,000  |         | を      |
| 政治団体分       | 1,000,000  | 」       |        |
| 「 寄付        | 4,800,000  |         |        |
| 個人分         | 2,800,000  |         | に、     |
| 政治団体分       | 2,000,000  | 」       |        |
| 「 [政治団体分]   |            |         |        |
| 日本維新の会国会議員団 | 1,000,000  | 東京都千代田区 | 」を     |
| 「 [政治団体分]   |            |         |        |
| 日本維新の会国会議員団 | 2,000,000  | 東京都千代田区 | 」に改める。 |

収支報告書の要旨（その他の政治団体）のI H I労働組合連合会相生政治活動委員会の欄中

|                     |           |        |   |
|---------------------|-----------|--------|---|
| 「 1 収入総額            | 1,625,370 |        |   |
| 前年繰越額               | 1,009,360 |        |   |
| 本年收入額               | 616,010   |        |   |
| 2 支出総額              | 550       |        |   |
| 3 本年收入の内訳           |           |        |   |
| 個人の党費・会費（496人）      | 496,000   |        |   |
| 寄附                  | 120,000   |        |   |
| 政治団体分               | 120,000   |        |   |
| その他の収入              | 10        |        | を |
| 一件10万円未満のもの         | 10        |        |   |
| 4 支出の内訳             |           |        |   |
| 経常経費                | 550       |        |   |
| 事務所費                | 550       |        |   |
| 5 寄附の内訳             |           |        |   |
| [政治団体分]             |           |        |   |
| 組織内議員を支援し政策実現を推進する会 | 120,000   | 東京都中央区 | 」 |

|                |           |       |
|----------------|-----------|-------|
| 「 1 収入総額       | 1,561,370 |       |
| 前年繰越額          | 1,009,360 |       |
| 本年收入額          | 552,010   |       |
| 2 支出総額         | 497,100   |       |
| 3 本年收入の内訳      |           |       |
| 個人の党費・会費（552人） | 552,000   |       |
| その他の収入         | 10        | に改める。 |
| 一件10万円未満のもの    | 10        |       |
| 4 支出の内訳        |           |       |
| 経常経費           | 1,100     |       |
| 事務所費           | 1,100     |       |
| 政治活動費          | 496,000   |       |
| 寄附・交付金         | 496,000   | 」     |

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の荒田幹夫後援会の欄中  
111ページ右欄下において14行目から17行目までを削る。

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟丹波篠山支部の欄中

|                       |         |       |
|-----------------------|---------|-------|
| 「 1 収入総額              | 809,716 |       |
| 前年繰越額                 | 765,709 | を     |
| 本年收入額                 | 44,007  | 」     |
| 「 1 収入総額              | 809,712 |       |
| 前年繰越額                 | 765,709 | に、    |
| 本年收入額                 | 44,003  | 」     |
| 「 3 本年收入の内訳           |         |       |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 44,000  |       |
| 兵庫県歯科医師連盟             | 44,000  | を     |
| その他の収入                | 7       |       |
| 一件10万円未満のもの           | 7       | 」     |
| 「 3 本年收入の内訳           |         |       |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 44,000  |       |
| 兵庫県歯科医師連盟             | 44,000  | に改める。 |
| その他の収入                | 3       |       |
| 一件10万円未満のもの           | 3       | 」     |

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の細川とも子後援会の欄中

|          |        |       |
|----------|--------|-------|
| 「 1 収入総額 | 27,073 |       |
| 前年繰越額    | 27,073 | を     |
| 「 1 収入総額 | 24,033 |       |
| 前年繰越額    | 24,033 | に改める。 |

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の丸岡てつや後援会の欄中

|                |           |   |
|----------------|-----------|---|
| 「 1 収入総額       | 1,294,102 |   |
| 前年繰越額          | 51,102    |   |
| 本年收入額          | 1,243,000 |   |
| 2 支出総額         | 1,219,630 | を |
| 3 本年收入の内訳      |           |   |
| 個人の党費・会費（226人） | 1,243,000 |   |

|   |       |                |               |
|---|-------|----------------|---------------|
| 4 | 支出の内訳 |                |               |
|   | 政治活動費 | 1,219,630      |               |
|   | 組織活動費 | 1,219,630      | 」             |
| 「 | 1     | 収入総額           | 1,774,102     |
|   |       | 前年繰越額          | 51,102        |
|   |       | 本年收入額          | 1,723,000     |
|   | 2     | 支出総額           | 1,699,630     |
|   | 3     | 本年收入の内訳        |               |
|   |       | 個人の党費・会費(226人) | 1,243,000     |
|   |       | 寄付             | 480,000       |
|   |       | 個人分            | 480,000       |
|   | 4     | 支出の内訳          | に改める。         |
|   |       | 経常経費           | 480,000       |
|   |       | 事務所費           | 480,000       |
|   |       | 政治活動費          | 1,219,630     |
|   |       | 組織活動費          | 1,219,630     |
|   | 5     | 寄附の内訳          |               |
|   |       | 〔個人分〕          |               |
|   |       | 丸岡盛夫           | 480,000 尼崎市 』 |